



環境だより



暮らしのしん!

動物と暮らす生活

動物は心豊かな生活を送るために重要な存在になってきています。一方、飼い主のマナーの悪さやしつけができていないことなどが原因で起きる、鳴き声・におい、咬みつき事故といったご近所でのトラブルが増えています。人と動物の関わりをもう一度考えてみませんか？

動物を飼う前チェックポイント

本当に大丈夫ですか？一度飼い始めたら途中でリタイアできません！

1 家族全員が動物を飼うことに賛成ですか

家族が1人増えるのです。それも手のかかる子が。しつけや健康管理は飼い主の責任です。新しい家族に対する責任についてよく考えましょう。

2 終生飼えますか

犬は10数年、猫はもう少し長生きします。一生面倒をみてあげられますか？ 毎日の散歩、食事の世話、トイレの世話を旅行もままなりません。

3 動物を飼うのに適した住環境ですか

団地やマンションなどにお住まいの人は、動物を飼うことを禁止されていますか？ 地域のルールを守って生活することも大切です。

4 引越しの心配はないですか

転勤や引越しの可能性のある人はよく考えましょう。新しい飼い主は簡単には見付かりません。

5 経済的余裕はありますか

食事や生活必需品はもちろんのこと、動物には健康保険がありません。病気やけがの治療には、ある程度の出費を覚悟しなければなりません。

6 ご近所に迷惑をかけずに飼えますか

におい、ふん尿の始末、鳴き声、器物損壊などへの対策が求められます。

動物を飼ってからのこと

1 不妊・去勢をしましょう

不幸な命を作らないためにも必要なことです。

2 ご近所に迷惑をかけずに飼いましょう

最低限のしつけ、放し飼いの禁止、散歩の糞の始末など飼い主の責任できちんとしましょう。

3 飼えなくなったら新しい飼い主を探しましょう

飼い主が見捨てれば犬や猫は生きていくことができません。

犬の場合

犬が社会性を身につけること、それが「しつけ」です。犬が人間社会で生きるためのルールを教えましょう。

犬の飼い主は、登録や狂犬病予防注射などが義務付けられています。

猫の場合

室内飼いをすることで、次のことを予防しましょう。

- ・ 鳴き声や糞の問題によるご近所でのトラブル
- ・ 交通事故や猫の家出・迷子
- ・ 猫エイズ・猫白血病などの伝染病

飼い犬・飼い猫がいなくなったときは…

もし、ご自宅で飼われている犬・猫がいなくなったときは、必ず役場に連絡してください。役場で保護している場合があります。また、近所で放れた首輪のついた犬・猫を見かけた場合も役場にご連絡ください。職員が保護に伺います。

問 町民課生活環境係 ☎985-4117

9月20日～26日 動物愛護週間

この動物愛護週間を機会に、人と動物の関わりをもう一度考えてみませんか？

動物愛護フェスティバルえひめ2009

日時 9月23日(祝) 11時～15時30分

場所 愛媛県動物愛護センター
(松山市東川町乙44-7)

内容 ① 式典 (11時～12時)
② アトラクション (12時～15時30分)
アジリティー・愛犬しつけ方教室・動物の病気相談・動物とのふれあいなど

問 動物愛護センター ☎977-9200